

健 発 0401 第 3 号
平成 28 年 4 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、
就業制限及び入院の取扱いについて」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）に基づき健康診断、就業制限及び入院の取扱いについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 454 号厚生省保健医療局長通知）によることとされているところであるが、今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号）の施行等に伴い、当該通知について、検体の採取の項を設ける等、別添のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条第 5 項及び第 6 項、第 19 条第 2 項及び第 7 項並びに第 20 条第 6 項及び第 8 項（第 26 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第 24 条、第 36 条並びに第 46 条第 5 項及び第 7 項に規定する事務については、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言とする。